

令和3年第12回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年9月1日(水) 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- 議案第47号 選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 1
- 議案第48号 在外選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 2
- 議案第49号 選挙人名簿から抹消する者について
・ ・ ・ P. 3
- 議案第50号 選挙人名簿に登録する者について
・ ・ ・ P. 5

2 そ の 他

- 新型コロナウイルス感染症患者の特例郵便等投票について
・ ・ ・ P. 9
- 今後の委員会開催予定について
・ ・ ・ P. 9

議案第47号

選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第48号

在外選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は
地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第49号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 991 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 92 人 |
| | 市外転出者 | 899 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年9月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年8月1日から令和3年8月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年4月1日から令和3年4月30日までに、市外へ転出した者

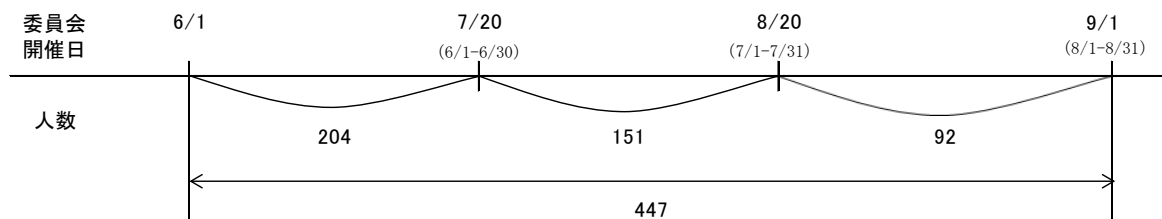
3 抹消の内訳

(単位：人)

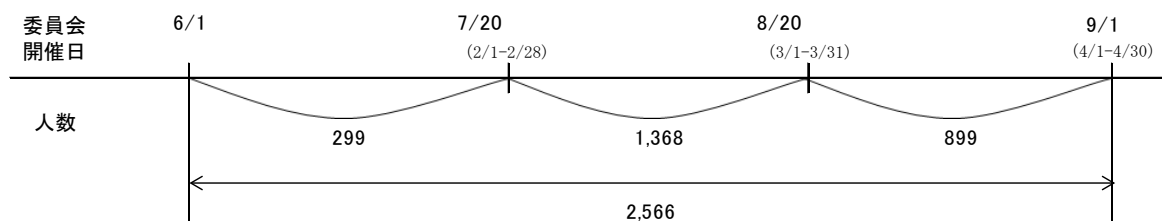
区分	男	女	計
死亡	40	52	92
転出	477	422	899
誤載	0	0	0
合計	517	474	991

6/1定時登録日以降の抹消者数

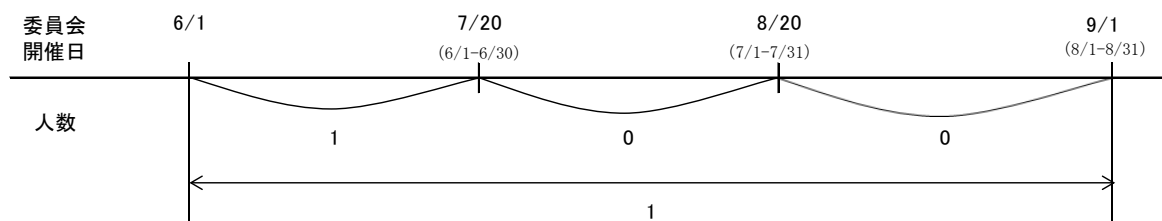
○死亡者数



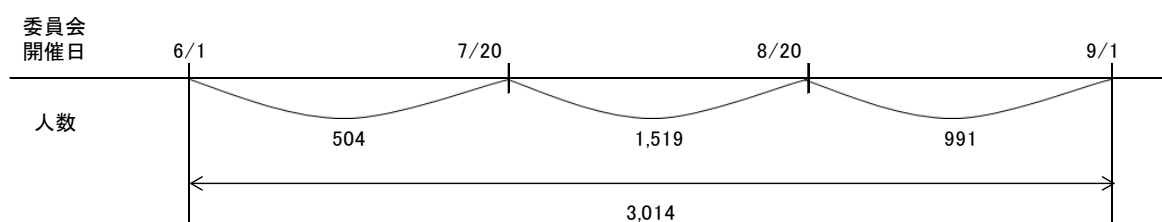
○転出者数



○在外移転者数



○抹消者合計



議案第50号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 3,439 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和3年9月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和３年９月１日現在）

福岡市早良区

(単位：人)

男女別 区分		男	女	計
令和３年６月１日現在(＊) 選挙人名簿登録者数 (a)		82,828	95,895	178,723
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(＊)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(＊)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(＊)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 213	▲ 234	▲ 447
	(イ) 転出	▲ 1,335	▲ 1,231	▲ 2,566
	(ウ) 在外移転	0	▲ 1	▲ 1
	(エ) 誤載	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	▲ 1,548	▲ 1,466	▲ 3,014
(＊)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		471	548	1,019
(＊)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 459	▲ 486	▲ 945
今回（令和３年９月１日） 追加登録者数 (h)		1,681	1,758	3,439
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)－(e+g)＋(h)		82,973	96,249	179,222
備 考 ((a)との増減)		145	354	499

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R2.9.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R3.9.1	順位	R2.9.1	順位			
1	西新第一	6,241	9	6,213	9	28	16	100.45%
2	西新第二	8,621	2	8,151	2	470	1	105.77%
3	高取第一	7,066	3	6,992	3	74	9	101.06%
4	高取第二	6,959	4	6,975	4	▲ 16	32	99.77%
5	百 道 浜	6,166	10	6,169	10	▲ 3	27	99.95%
6	百 道	6,678	6	6,528	6	150	2	102.30%
7	室見第一	5,431	13	5,378	13	53	11	100.99%
8	室見第二	4,361	21	4,258	21	103	5	102.42%
9	原 第 一	3,622	28	3,712	27	▲ 90	37	97.58%
10	原 第 二	5,134	15	5,168	14	▲ 34	34	99.34%
11	大 原	3,817	26	3,766	26	51	12	101.35%
12	原 団 地	3,044	33	3,152	30	▲ 108	38	96.57%
13	原 北	6,462	7	6,382	8	80	7	101.25%
14	室見団地	2,250	36	2,311	36	▲ 61	35	97.36%
15	小 田 部	5,164	14	5,140	15	24	18	100.47%
16	有 住	3,988	24	3,971	24	17	20	100.43%
17	有田第一	4,928	17	4,915	17	13	23	100.26%
18	有田第二	4,524	20	4,494	20	30	15	100.67%
19	賀 茂	5,718	12	5,647	12	71	10	101.26%
20	原西第一	5,029	16	4,924	16	105	4	102.13%
21	原西第二	4,283	22	4,207	22	76	8	101.81%
22	飯原第一	3,185	30	3,087	33	98	6	103.17%
23	飯原第二	2,612	35	2,621	35	▲ 9	29	99.66%
24	飯倉中央	4,733	18	4,614	19	119	3	102.58%
25	飯 倉	3,960	25	3,964	25	▲ 4	28	99.90%
26	干 隈	3,222	29	3,208	29	14	22	100.44%
27	星 の 原	3,642	27	3,654	28	▲ 12	30	99.67%
28	田 隈	6,767	5	6,841	5	▲ 74	36	98.92%
29	田 村	8,664	1	8,660	1	4	25	100.05%
30	野芥第一	4,054	23	4,022	23	32	14	100.80%
31	野芥第二	3,169	31	3,148	31	21	19	100.67%
32	野芥第三	2,824	34	2,783	34	41	13	101.47%
33	四 箇 田	6,050	11	6,022	11	28	16	100.46%
34	入 部	6,440	8	6,437	7	3	26	100.05%
35	早 良	3,133	32	3,123	32	10	24	100.32%
36	脇 山	1,932	37	1,954	37	▲ 22	33	98.87%
37	内 野	4,693	19	4,676	18	17	20	100.36%
38	石 釜	656	38	669	38	▲ 13	31	98.06%
合計		179,222		177,936		1,286		100.72%

※脇山投票区の名簿登録者数は旧板屋投票区の名簿登録者数を含む。

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R3.6.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R3.9.1	順位	R3.6.1	順位			
1	西新第一	6,241	9	6,233	9	8	19	100.13%
2	西新第二	8,621	2	8,460	2	161	1	101.90%
3	高取第一	7,066	3	7,050	3	16	16	100.23%
4	高取第二	6,959	4	6,949	4	10	18	100.14%
5	百道浜	6,166	10	6,132	10	34	6	100.55%
6	百道	6,678	6	6,646	6	32	8	100.48%
7	室見第一	5,431	13	5,413	13	18	11	100.33%
8	室見第二	4,361	21	4,325	21	36	5	100.83%
9	原第一	3,622	28	3,647	27	▲ 25	35	99.31%
10	原第二	5,134	15	5,171	14	▲ 37	38	99.28%
11	大原	3,817	26	3,800	26	17	14	100.45%
12	原団地	3,044	33	3,079	33	▲ 35	36	98.86%
13	原北	6,462	7	6,428	8	34	6	100.53%
14	室見団地	2,250	36	2,286	36	▲ 36	37	98.43%
15	小田部	5,164	14	5,120	15	44	2	100.86%
16	有住	3,988	24	3,980	24	8	19	100.20%
17	有田第一	4,928	17	4,904	17	24	10	100.49%
18	有田第二	4,524	20	4,509	20	15	17	100.33%
19	賀茂	5,718	12	5,700	12	18	11	100.32%
20	原西第一	5,029	16	4,989	16	40	3	100.80%
21	原西第二	4,283	22	4,282	22	1	27	100.02%
22	飯原第一	3,185	30	3,145	31	40	3	101.27%
23	飯原第二	2,612	35	2,614	35	▲ 2	31	99.92%
24	飯倉中央	4,733	18	4,715	18	18	11	100.38%
25	飯倉	3,960	25	3,960	25	0	28	100.00%
26	干隈	3,222	29	3,220	29	2	25	100.06%
27	星の原	3,642	27	3,644	28	▲ 2	31	99.95%
28	田隈	6,767	5	6,769	5	▲ 2	31	99.97%
29	田村	8,664	1	8,659	1	5	22	100.06%
30	野芥第一	4,054	23	4,049	23	5	22	100.12%
31	野芥第二	3,169	31	3,165	30	4	24	100.13%
32	野芥第三	2,824	34	2,796	34	28	9	101.00%
33	四箇田	6,050	11	6,043	11	7	21	100.12%
34	入部	6,440	8	6,440	7	0	28	100.00%
35	早良	3,133	32	3,131	32	2	25	100.06%
36	脇山	1,932	37	1,932	37	0	28	100.00%
37	内野	4,693	19	4,676	19	17	14	100.36%
38	石釜	656	38	662	38	▲ 6	34	99.09%
合計		179,222		178,723		499		100.28%

そ の 他

○ 新型コロナウイルス感染症患者の特例郵便等投票について

別紙2のとおり

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第13回	定例	9月17日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第14回	定例	10月20日（水）	午前10時	
第15回	定例	11月19日（金）	午前10時	

専決第 8 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する必要があるが、委員会を招集する暇がないため、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,519 人 |
| | 内訳 死亡者 | 151 人 |
| | 市外転出者 | 1,368 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年8月20日 |

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条第1項及び公職選挙法第28条の規定による。

地方自治法施行令第137条第1項 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年7月1日から令和3年7月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年3月1日から令和3年3月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	73	78	151
転出	706	662	1,368
誤載	0	0	0
合計	779	740	1,519

専決第9号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する必要があるが、委員会を招集する暇がないため、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 抹消する者の数 3人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 3人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和3年8月20日

(議案の根拠)

- ・地方自治法施行令第137条第1項及び公職選挙法第30条の11の規定による。

地方自治法施行令第137条第1項 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R3. 7. 20現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3. 8. 20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	45	0	0	3	0	▲ 3	42
女	74	0	0	0	0	0	74
計	119	0	0	3	0	▲ 3	116

コロナ療養中の人・障がいのある人など

郵便で投票できます

選挙のめい
すいくん

●新型コロナウイルスで療養

中の人は「特例郵便等投票」を

新型コロナウイルス感染症で
宿泊・自宅療養等をしている人
は、「特例郵便等投票」が利用で
きます。※一定の要件あり。

希望者は、①電話等で選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に請求書を請求②本人が署名した請求書を、投票日の4日前(必着)までに各区選挙管理委員会に郵送し、投票用紙等を請求③投票用紙等を、投票日までに各区選挙管理委員会へ届くよう郵送—の流れで手続き

をしてください。請求書や投票用紙等を投函する際は、患者でない同居人・知人等に依頼してください。詳しくはホームページ(総務省 特例郵便等投票)で検索

スマホはこ
ちらから
で確認するか問い合わせ先へ。



●障がいのある人などは「郵便等投票証明書」の交付申請を

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、重度の障がいがある人、または介護保険要介護5の人が、郵便等による不在者投票を行うためには、あらかじめ

「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

申請書に本人が署名の上、関係する手帳または介護保険の被保険者証を添えて、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に郵送するか、代理人が持参してください。申請書はホームページ(福岡市 郵便等投票証明書)で検索にも掲載しています。証明書の有効期限が切れている人も新たに交付申請が必要です。

●投票所入場整理券の点字

シールなどについて

視覚に障がいがある人で希望する人には、封筒に選挙の投票所入場整理券が入っていること

を表示した点字シールを貼って、投票所入場整理券を郵送します。投票日などの選挙情報を記録した音声コード(ユニボイス)の印刷紙の同封も可能です。選挙の都度申し込む必要はありません。希望する人は、電話で選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ。

【問い合わせ・申請先】

各区選挙管理委員会事務局

区	電話	ファクス
東	645-1009	645-1127
博多	419-1006	452-6735
中央	718-1007	714-2141
南	559-5005	561-2130
城南	833-4005	822-2142
早良	833-4399	846-2864
西	895-7105	882-2137

総行選第35号

令和3年6月18日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の
施行について（通知）

第204回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）が本日公布され、公布の日から起算して5日を経過した日（令和3年6月23日）から施行されます。また、これに伴い、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（以下「特例令」という。）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（以下「特例則」という。）についても、それぞれ令和3年政令第175号及び令和3年総務省令第61号をもって、ともに本日公布され、特例法の施行の日から施行されます。

貴職におかれましては、特例法、特例令及び特例則の内容を十分御理解されとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いいたします。

また、特例法、特例令及び特例則の運用については、別途通知するので、参考としてください。

記

第1 趣旨

特例法は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第2及び第5において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第2項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものとされたこと。（特例法第1条関係）

第2 定義

特例法において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいうものとされたこと。（特例法第2条関係）

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項又は検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（第3において「外出自粛要請」という。）を受けた者
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（第3において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

第3 特例郵便等投票

- 1 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第49条の2第1項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、政令で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができるものとされたこと。（特例法第3条第1項関係）

具体的には、次の2から4までによるものであること。

- 2 1による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時に於いて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又

は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。）をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができるものとされたこと。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が第4による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができるものとされたこと。（特例法第3条第2項及び特例令第1条第1項関係）

なお、次に掲げる特定患者等選挙人が上記の請求をする場合（①に掲げる者にあつては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、③に掲げる者にあつては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、④に掲げる者にあつては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、当該市町村の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ次に定める措置をとらなければならないものとされたこと。（特例令第1条第2項関係）

- ① 公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請
 - ② 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示
 - ③ 南極選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示
 - ④ 在外選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の2に規定する者を除く。） 当該在外選挙人証の提示
- 3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、2による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、2の①に掲げる者にあつては、併せて、その者について、2により

提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、特例法第3条第2項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならないものとされたこと。この場合において、2により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならないものとされたこと。（特例令第1条第3項関係）

- 4 特例郵便等投票の方法について、公職選挙法施行令における郵便等による不在者投票の方法に関する規定（同令第59条の5）を準用することとされたこと。（特例令第1条第4項関係）

第4 情報の提供

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができるものとされたこと。（特例法第4条関係）

第5 特定患者等選挙人の努力

特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないものとされたこと。（特例法第5条関係）

第6 罰則

特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第228条

第1項及び第234条中同項に係る部分の規定を適用するものとされたこと。（特例法第6条関係）

第7 郵便等による送付に要する費用の負担

- 1 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第3により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とするものとされたこと。（特例法第7条第1項関係）
- 2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第3により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とするものとされたこと。（特例法第7条第2項関係）

第8 事務の区分

- 1 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第11条第1項及び特例令第3条第1項関係）
- 2 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第11条第2項及び特例令第3条第2項関係）

第9 様式等

- 1 特例郵便等投票に係る投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式が定められたこと。（特例則第1条関係）
- 2 特例郵便等投票に係る投票用封筒の様式は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）における郵便等による不在者投票に係る投票用封筒の様式によるものとされたこと。（特例則第2条関係）
- 3 特例法の規定の適用を受ける選挙の投票に係る不在者投票に関する調書の様式が定められたこと。（特例則第3条関係）

第10 施行期日等

- 1 特例法は公布の日から起算して5日を経過した日（令和3年6月23日）から施行するものとし、特例令及び特例則についても同日から施行するものとされたこと。（特例法附則第1項、特例令附則第1項及び特例則附則第1項関係）
- 2 特例法、特例令及び特例則の規定は、施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（特例法附則第2項、特例令附則第2項及び特例則附則第2項関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとされたこと。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に收容されている方

※ 在外選挙人名簿に登録されている方が、上記①又は②に該当することとなった場合も対象となります（衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります。）。

2 手続の概要

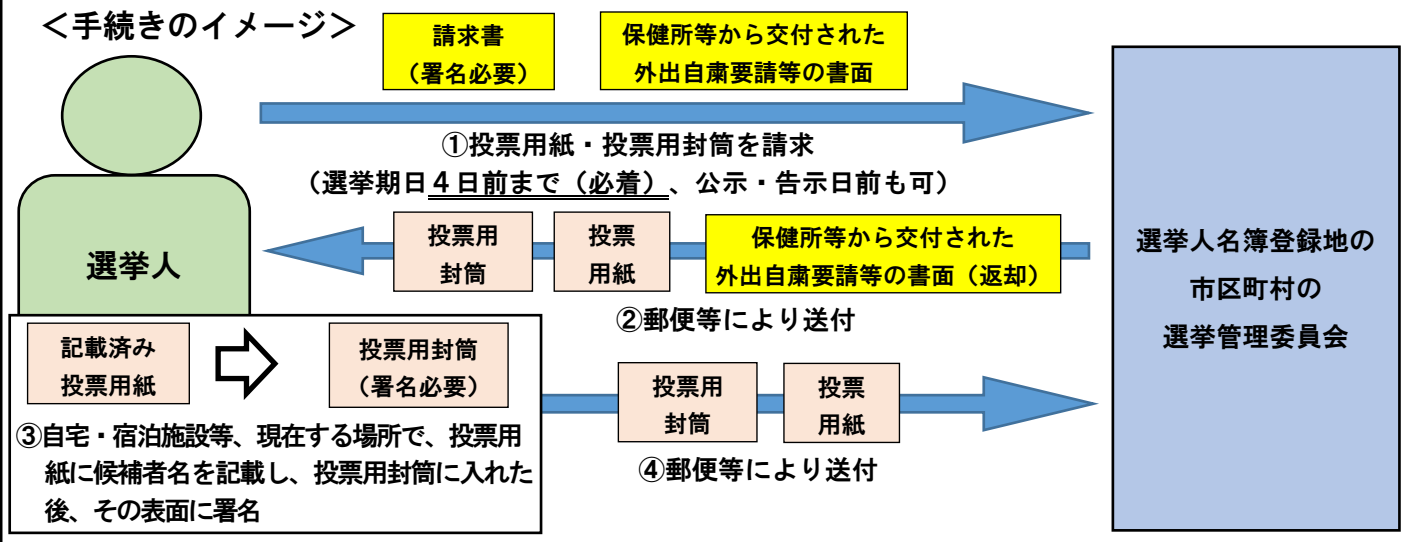
◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）」を添付した「請求書（本人の署名が必要です。）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。各市区町村の選挙管理委員会から、電話等により取り寄せることも可能です。

※ 在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（請求を受けた市区町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、別添「投票用紙等の請求手続について」及び「投票の手続について」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただく差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

- ①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

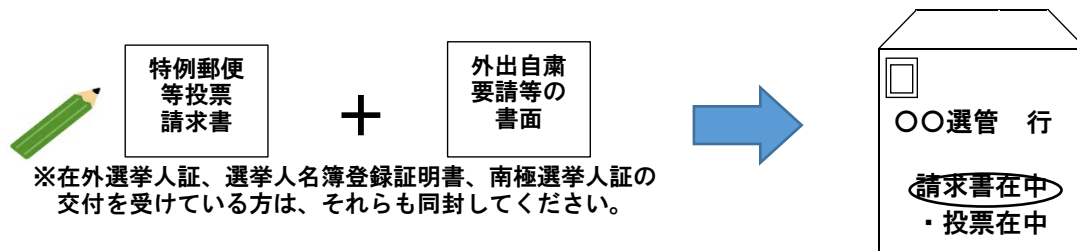
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



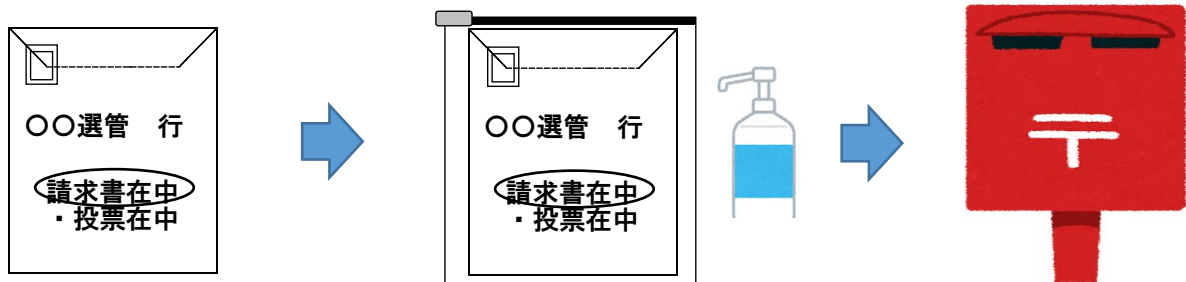
- ②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

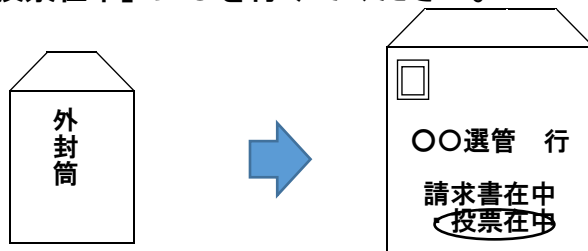
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



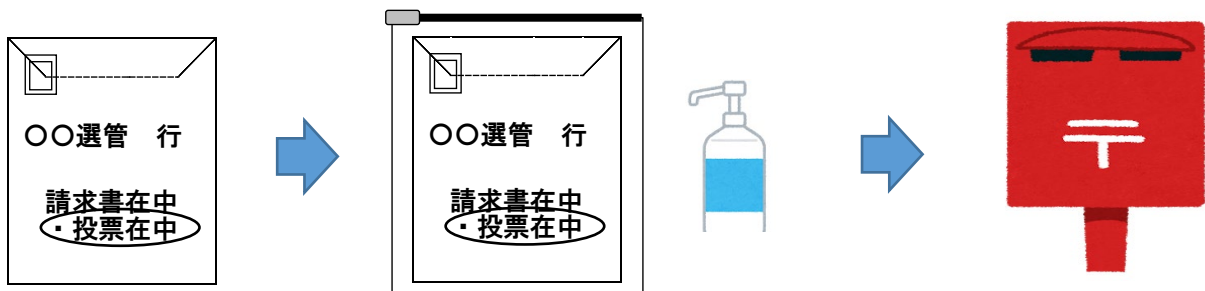
③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。